

貨物概要

小売用のエアゾール缶入りのチェーン用潤滑剤（内容量：7 oz = 198 g）

組成：石油分	61.3%
1,1,1-トリクロロエタン	18.5%
ポリイソブチレン	5.5%
プロペラント（噴射剤、炭化水素系ガス）	14.7%
比重（15℃）:	0.960

分類

関税率表第 2710.19 号 - 2（統計番号 2710.19-293）の石油調製品（液状の潤滑剤）

分類理由

プロペラントは、内容物を缶外に噴出させるためのもので、潤滑剤の効用には関係しないことから、本品の重要な特性はプロペラントを除いた内容物にあるものと認められます。

関税率表解説第 27.10 項の()の(C)には同項に該当するものとして「石油又は歴青油が基礎的な成分をなすもので、かつ、石油又は歴青油の含有量が 70%以上のものに限るものとし、この表の他の項に該当するものを除く。」と規定されており、本品はプロペラントを除いた石油分の含有量（ $61.3 \div (100 - 14.7) \times 100 = 71.9\%$ ）が 70%以上であり、石油分が基礎的な成分をなす潤滑剤であることから、第 27.10 項の()の(C)に該当し、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）